前期第12問(元判:大阪地裁堺支部判決平成11年4月22日)

A、B、CおよびDの4名は、タダキッズという世間では名の通った窃盗団を組織しており、X は彼らの仲間になりたがっていた。今回タダキッズは八王子市のパチンコ店「パーラーTADAK」」に侵入し、パチンコ台に取り付けられている基板の中にあるロム*を自分たちでプログラムしたロムに取り換え、翌日、「パーラーTADAK」」に客として入ってそのパチンコ台で大当たりを出して儲ける計画を立て実行に移そうとした。Aは「パーラーTADAK」が郊外型の店舗であることから自動車の利用が不可欠と考え、Xに報酬を提示して、前記4名を運ぶことを頼んだ。X は今回の仕事を上手くやればタダキッズの仲間にしてもらえると思い、張り切っていた。

さらに午前 5 時頃、X は、ロム交換後、B が店外に脱出する際に、「パーラーTADAK」に立ち寄った出入りの業者の従業員 E に取り押さえられたので、店外でBらに携帯電話で指示を与えていた A が B を奪還するために E に暴行を加える意図であることを知りながら、A の求めに応じて A を自動車に乗せ、B が E に取り押さえられた地点の近くまで走行し、A が E に暴行を加えている間自動車内で待機し、A が B の奪還に成功するやいなや A B 両名を自動車に乗せて走行した。

その後、Xは、Aら4名をその自宅付近に送って行き、別れる際、Aから運転の報酬として 2 万円をもらった。なお、Xは、この日Bらが持ち出したロム(計4個:時価 12 万円相当)の処分等については、何も聞いていない。

Xの罪責について論ぜよ(但し特別法違反の点は除く)。

*「ロム」とは:リード・オンリー・メモリーの略。読み出し専用の記憶装置のこと。書き換える必要のないデータを保存するために用いる。パチンコ、パチスロに関わらず、プログラムがすべて書かれている基板の心臓部である(『広辞苑』(第6版)等参照)。